

1 議事日程(第1日)

(平成25年第2回久山町議会定例会)

平成25年6月7日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- * 平成24年度久山町一般会計の継続費に係る繰越計算書の報告
- * 平成24年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告
- * 平成24年度久山町下水道事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告

日程第4 議案審議

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

議案第28号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更について

議案第29号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(25久山町条例第12号)

議案第30号 久山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

(25久山町条例第13号)

議案第31号 久原小学校大規模改修工事(第1期)請負契約について

議案第32号 久山中学校大規模改修工事(第1期)請負契約について

議案第33号 平成25年度久山町一般会計補正予算(第1号)

日程第5 請願について

- * 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

日程第6 本会議の日程について

- * 一般質問について
- * 最終本会議について

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 池松巖根

2番 實渕英介

3番 阿部賢一

4番 有田行彦

5番 吉村雅明

6番 佐伯勝宣

7番 佐伯國廣

8番 松本世頭

9番 本田 光

10番 木下 康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番 有田 行彦

5番 吉村 雅明

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 久 芳 菊 司

副 町 長 只 松 輝 道

教 育 長 中 山 清 一

総 務 課 長 安 部 雅 明

教 育 課 長 伴 義 憲

町民生活課長 森 裕 子

会 計 管 理 者 松 原 哲 二

税 務 課 長 井 上 嘉 明

健康福祉課長 角 森 輝 美

田園都市課長 大 穂 正 巳

上下水道課長 実 渕 孝 則

経営企画課長 安 倍 達 也

魅力づくり推進課長 久 芳 義 則

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 矢 山 良 隆

議会事務局書記 笠 利 恵

総務課主査 阿 部 桂 介



開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回久山町議会6月定例会を開会いたします。

まず初めに、議会開会に当たり、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 6月定例会の開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本日、ここに6月定例会を招集しましたところ、議会全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、安倍内閣は日本経済の再生に向けて強い経済を取り戻すため大胆な金融緩和と機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を一体的に推進するとしてスタートいたしました。金融政策にあっては、デフレ脱却を目指すべく円安と2%の物価目標を掲げ、その目標が達成するまでは無制限の量的緩和を決定いたしました。財政政策にあっては、今年1月に過去2番目の規模となる13兆1,000億円の補正予算を決定し、公共工事を初めとした経済成長を促す政策を進め、結果、今日では株価市場は1ドル90円から100円台といった円安が進み、株価も5年ぶりに1万5,000円台を記録するなどして、現在も1万3,000円から1万5,000円台を一進一退している現状であります。また、企業の設備投資額も少しずつ伸びるなど全般的な景気復調の兆しを感じられます。しかしながら、景気回復が実体のものかどうかは経済学者の意見も分かれており、依然不透明な状況にあると言えますが、このアベノミクスはアメリカを初めアジアの中国と韓国を除く世界各国からも支持を受け、世界経済の安定化のために期待されているところであります。

また、政府は今年6月までには、その具体案をまとめるとしていた3番目の矢となる民間投資を喚起する成長戦略を先般発表いたしました。規制緩和を初めとしたさまざまな手法で民間企業の大幅な活性化を誘導し、10年後には1人当たりの国民総所得がおおよそ150万円アップさせることを目標としています。具体的な内容はまだ乏しい面もありますが、発表が月の初めに行われたのは、安倍内閣の政策に対する一貫した強気の姿勢がうかがえる思いがいたします。

本町としましては、今後国が推進していく3本の矢の政策動向を注視し、社会情勢の変化並びに国が出す新制度や交付金等の情報を的確につかみ、それらを最大限活用しながら効果的な町の行財政運営と町が計画を進めています魅力あるまちづくり事業を進めてまいりたいと考えます。

さて、本日、本議会に提案いたします案件は、町税条例の改正に関する専決処分の承認を求める議案のほか6つの案件をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ別室にて協議しましたが、再度ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。4番有田行彦議員、5番吉村雅明議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定。平成25年6月7日から6月14日まで8日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの8日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告。平成24年度久山町一般会計の継続費に係る繰越計算書の報告。経営企画課長より報告を受けます。平成24年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告。経営企画課長より報告を受けます。平成24年度久山町下水道事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告。上下水道課長より報告を受けます。

日程第4、議案審議の方法。議案第27号から議案第33号までを一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける、会期中に議案第27号から議案第33号までの内容説明を受ける。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第5、請願について。「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。所管委員会に付託し、会期中に委員会審査を行う。請願は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第6、本会議の日程について。一般質問について。平成25年6月10日月曜日9時30分、本会議で一般質問を行う。最終本会議について。平成25年6月14日金曜日9時30分、最終本会議を行い、議案第27号から議案第33号までを一議案ごとに審議の上、採決を行う。本会議は以上の日程で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本会議は以上の日程で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（木下康一君） それでは、日程第3により諸般の報告を行います。

まず、平成24年度久山町一般会計の継続費に係る繰越計算書の報告を受けます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 平成24年度久山町一般会計の継続費に係る繰越計算書の報告をいたします。

地方自治法第212条第1項の規定により継続費とした小田遺跡発掘調査事業費の経費について、執行残額を平成25年度に逐次繰り越しましたので、その繰越計算書を地方自治法施行令第145条第1項の規定により別表のとおり報告いたします。

事業名、小田遺跡発掘調査事業費、継続費の総額925万7,000円、平成24年度継続費予算計上額828万8,000円、支出総額720万3,135円、残額108万4,865円、翌年度逐次繰越額108万4,865円を繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、平成24年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告を受けます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 平成24年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告をいたします。

藤河・猪野線道路拡幅工事、桂木川改修事業、総合運動公園施設整備事業、上久原土地区画整理事業、久原小学校及び久山中学校大規模改修事業の経費は、地方自治法第213条第1項の規定により平成25年度に繰り越しましたので、その繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により別表のとおり報告いたします。

事業名、藤河・猪野線道路拡幅工事、金額1,287万3,000円、翌年度繰越額847万5,500円。桂木川改修事業、金額7,158万9,000円、翌年度繰越額4,895万1,000円。総合運動公園施設整備事業、金額1億2,300万円、翌年度繰越額1億2,300万円。上久原土地区画

整理事業、金額4億9,860万4,000円、翌年度繰越額1億6,141万7,000円。久原小学校及び久山中学校大規模改修事業、金額1億9,457万5,000円、翌年度繰越額1億9,457万5,000円を繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、平成24年度久山町下水道事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告を受けます。

上下水道課長。

○上下水道課長（実測孝則君） 平成24年度久山町下水道事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告をいたします。

流域関連公共下水道事業の経費は、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、その繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、下水道事業特別会計の第2款事業費、第1項事業費、事業名、流域関連公共下水道事業、金額1,370万円、翌年度への繰越額1,370万円、その財源内訳といたしまして既収入特定財源、受益者負担金でございますが65万円、未収入特定財源、国庫支出金550万円、地方債750万円、一般財源5万円を繰り越して、その計算書を報告するものでございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第4により議案の上程を行います。

議案第27号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

専決第1号久山町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（井上嘉明君） 御説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日公布、同年4月1日施行されたことに伴い、久山町税条例の一部を改正する条例を3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めらるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木下康一君） 次は、議案第28号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 御説明いたします。

本案は、組合議会の定数及び経費の負担割合の変更に伴い、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次は、議案第29号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお願いをするものです。地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、久山町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。改正の趣旨は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関するもので、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次は、議案第30号久山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（角森輝美君） 御説明いたします。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、久山町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、久山町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定する必要があるため議会の議決を求めるもの

でございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第31号久原小学校大規模改修工事（第1期）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 本案は、平成25年5月29日、指名競争入札に付した久原小学校大規模改修工事（第1期）の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び久山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、久原小学校大規模改修工事（第1期）請負契約。契約の方法、指名競争入札による契約。契約金額、7,843万5,000円。契約の相手方、福岡市東区土井1丁目5番8号、千早建設株式会社代表取締役長智幸。工期は契約の日から平成25年9月30日まででございます。工事概要としましては、屋根改修工事、約2,280平米、外壁改修工事、約3,960平米、防水改修工事、約2,990平米等でございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたしますして説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第32号久山中学校大規模改修工事（第1期）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 本案は、平成25年5月29日、指名競争入札に付した久山中学校大規模改修工事（第1期）の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び久山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、久山中学校大規模改修工事（第1期）請負契約。契約の方法、指名競争入札による契約。契約金額、5,250万円。契約の相手方、福岡市中央区西中洲12番25号、岩崎建設株式会社代表取締役岩崎成敏。工期は契約の日から平成25年9月30日まででございます。工事概要としましては、本館1階から3階までの男女生徒用便所の全面改修、面積約367平米及び本館3階特別活動支援室と生徒会活動室を特別支援教室と通級指導教室へ

の全面改修であり、改修面積は約180平米でございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第33号平成25年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 本案は、平成25年度久山町一般会計補正予算（第1号）をお願いするものです。既定の歳入歳出予算の総額52億7,000万円に歳入歳出それぞれ3,680万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億680万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、総務費では企画費の光通信推進事業負担金として3,500万円の増額、衛生費では保健衛生総務費の需用費と使用料及び賃借料105万6,000円の増額、またヘルスC&Cセンターの管理運営費75万1,000円の増額となります。全体で3,680万7,000円の増額をお願いするものでございます。これに対し歳入は繰越金が3,680万7,000円の増額となります。

詳細につきましては委員会で各担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 請願について

○議長（木下康一君） 次は、日程第5、請願について。「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

紹介議員より説明がありましたらお受けいたします。

本田光議員。

○9番（本田 光君） じゃ、説明いたします。

平成23年度義務標準法の改正が行われ、小学校1年生の35人以下学級が実現するとともに、義務標準法改正条文の附則には小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準の順次改定を検討することが明記されました。

また、平成24年度には、加配措置にとどまったものの、小学校2年生の35人以下学級が実現し、さらに文科省は12年ぶりの定数改善計画の策定して、平成25年度から29年度の5年間で中学校3年生までの35人以下学級を実現する方針を打ち出しました。その上で、こ

の計画を踏まえた概算要求を行ったものの、小学校3年生以上の35人以下学級化については、今後の検討課題とされることになりました。

新学習指導要領を踏まえた教育が小中学校で本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加するとともに、いじめ・不登校等、生徒指導上の課題はますます複雑化し、特別な支援を必要とする児童生徒への対応も一層求められています。これらのことから、小学校3年生以上の35人以下学級の実現は喫緊の課題です。

一方、文部科学省が平成22年に実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」の結果では、小中学校の学級規模として、保護者の6割以上が26～30人の規模が望ましいという意見を挙げています。このように、保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、GDPに対する教育支出の割合は、OECD加盟国（31カ国）中、日本は最下位となっており、「三位一体改革」を通じて義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、教育条件格差も生み出しています。

安定した社会を形成していく上で、将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。また、1人ひとりの可能性を切り開くためにも、子どもや若者の学びを切れ目なく支援していく必要があります。

以上の観点から、平成26年度の政府予算編成において上記「請願主旨」の実現に向けて、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を要請いたします。

○議長（木下康一君） 紹介議員の説明が終わりました。

本請願に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようですので、本請願は第1委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本請願は第1委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会いたします。

— 平成25年6月定例会 —

なお、会期中の活発な議論をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前9時55分